

内閣参甲第一一〇号

昭和二十三年五月十五日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小林勝馬君提出自動車等の検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年五月廿貳日

參議院議員小林勝馬君提出自動車等の検査に關する質問に対する答弁書

道路運送法の施行により、本年一月一日から自動車の車両検査は道路運送監理事務所において、旅客輕車両の検査は、市町村(東京都区部にあつては区役所)において行うことになつた。在來これを警察で行つていた当時は、主として交通保安の見地から行つていたが、今回はこれを車両の壽命を長からしめて輸送力の昂上に資し、事業用車両にあつてはサービス昂上を図り、併せて交通保安の目的を達成するよう考慮している。又同時に必要資材の生産についても特段の努力をしている次第である。道路運送監理事務所における検査は上述の主旨に沿う様、且つ、車両所有者の便宜を図る様に努力してゐるのであるが一部には主旨を誤解し或は従來の担当官を引継いだので従來のままの態度を持つてゐるものが、質問の如く、あるのであると思われる。現場をよく調査の上、更に当局指導方針の徹底を期したい。